

電子証明書（クライアント証明書）ご利用規定

契約者が、七島信用組合ビジネスインターネットバンキングをご利用いただく際のログイン方式について、「電子証明書（クライアント証明書）によるログイン方式」を選択した場合、以下の定めにより本人確認および取引意思の確認を行うものとします。

本規定に定めのない事項については、「七島信用組合ビジネスインターネットバンキングご利用規定」の定めによるものとします。

1. 「電子証明書（クライアント証明書）によるログイン方式」では、当組合が発行する電子証明書（クライアント証明書）を当組合の所定の方法により、契約者のパソコンにインストールするものとします。インストールの際にはログインID、ログインパスワードが必要となります。
 - (1) 電子証明書（クライアント証明書）は、契約者のパソコンにインストール後1年間に限り有効です。契約者は、有効期限が満了する前に当組合所定の方法により電子証明書（クライアント証明書）の更新を行うものとします。なお、セキュリティ向上のため、当組合は、契約者に告知することなく、この電子証明書（クライアント証明書）のバージョンを変更する場合があります。
 - (2) 電子証明書（クライアント証明書）をインストールしたパソコンを廃棄あるいは譲渡する場合は、契約者は事前に当組合所定の方法により電子証明書の削除を行うものとします。契約者がこの削除を行わず、電子証明書（クライアント証明書）の不正使用その他事故にあっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負いません。
 - (3) 電子証明書（クライアント証明書）をインストールしたパソコンを譲渡または破棄し、新しいパソコンを使用する場合は、当組合が新たに発行する電子証明書（クライアント証明書）を、当組合所定の方法により再度インストールしてください。また、本申込書のお申込区分「管理者パソコンの変更」によるお申し込みを行ってください。
 - (4) 七島信用組合ビジネスインターネットバンキングを解約された場合、電子証明書（クライアント証明書）は無効となります。
2. 契約者が七島信用組合ビジネスインターネットバンキングを利用する場合は「ログインID」「ログインパスワード」「確認用パスワード（以下「パスワード等」といいます。）」をパソコンから当組合に送信するものとします。なお、本人確認方法が「電子証明書（クライアント証明書）によるログイン方式」を選択されている場合は、この送信を行うことができるパソコンは、電子証明書（クライアント証明書）がインストールされたものに限り、当組合は送信されたパスワード等の一致と、電子証明書（クライアント証明書）がインストールされたパソコンからの送信であることを確認した場合は、当組合は次の事項を確認できたものとします。
 - (1) 真正な契約者からの有効な意思による取引であること。
 - (2) 当組合が受信した依頼内容が真正なものであること。
3. 本人確認をして取引を実施したうちは、パスワード等につき不正使用があっても、そのために生じた損害については、当組合は責任を負わないこととします。

平成26年8月18日 制定